平成２５年（フ）第１１９０号
京都府相楽郡精華町祝園西１丁目２番地７　インペリアル山手201号
債務者　吉川奈津美
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３８号
京都府宇治市五ケ庄西浦49番地
債務者　栗原　辰二
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４０号
京都市伏見区向島庚申町38番地１　レオパレス伏水向島102号室
債務者　古門ひろみ
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４４号
京都市山科区椥辻草海道町36番地43　シャトー朝日202
債務者　神戸　美樹（旧姓白波瀬）
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９３０号
大阪府藤井寺市国府２丁目１番20号、前住所大阪府八尾市大竹３丁目107番地
債務者　丸龍　稔恵
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９３７号
大阪府高石市千代田２丁目４番23号
債務者　加田裕一郎
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９８３号
堺市中区土師町２丁11番30―201号、前住所堺市中区土師町３丁４番22―201号
債務者　藤原　幸恵
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９８７号
大阪府大阪狭山市岩室２丁目233番地の１　Ａ―102号
債務者　赤星　祐尚
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９９０号
堺市中区小阪136番地１　サニー小阪203号
債務者　宍戸　秀明
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０１３号
堺市北区新金岡町４丁３番７―203号
債務者　三浦　頼子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２７２号
奈良県磯城郡川西町大字結崎415番地の６　ガーデンハイツ結崎Ｂ棟105号、前住所奈良県磯城郡田原本町大字大木162番地の13
債務者　東井　芳一
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２８８号
奈良県磯城郡田原本町大字千代325番地　５
債務者　木下　賢一
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第７地割67番地２、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第５地割95番地25
債務者　室岡　信二
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第７４号
福島県河沼郡会津坂下町字舘ノ内甲2493番地、前住所福島県喜多方市関柴町下柴字的場1106番地７
債務者　鈴木セイ子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第５１４号
神奈川県伊勢原市小稲葉257番地の１　第３コーポ成瀬107号
債務者　今福はるみ（旧姓久々湊）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５２４号
神奈川県小田原市寿町５丁目８番13号、前住所神奈川県足柄上郡大井町金子565番地１　レオパレスプレシオＫ203
債務者　金子　美香（旧姓瀬戸）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３４０号
愛知県岩倉市下本町丸之内88番地５
債務者　丹羽　弘之
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　名古屋地方裁判所一宮支部